

愛知県公立大学法人役員退職手当規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県公立大学法人の役員（非常勤の者を除く。以下同じ。）の退職手当について、必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 退職手当は、役員が退職した日から起算して1月以内に支払うものとする。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 退職手当の支給を受けるべき者から申出があった場合には、その者の指定する本人名義の預金口座に振り込むものとする。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、退職した日における年俸額に175分の10を乗じて得られる額（1円未満の端数は切り捨てる。以下同じ。）に、在職年数1年につき、100分の87を乗じて得られる額とする。ただし、第5条の規定により引き続き在職したものとみなされる者の退職手当の額は、退職の日における当該役職ごとの年俸額に175分の10を乗じて得られる額に、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1年につき、100分の87を乗じて得られるそれぞれの額の合計額とする。

2 前項の退職手当の額は、その者の業務実績に応じ、理事長が別に定めるところにより、これを増加し、又は減額することができる。

(在職期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の計算は、役員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、役員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 役職別期間がある場合において、役職別期間が同一の月で重複しているときには、端数の少ない在職期間から1月を減じるものとし、端数が同じときには後の在職期間から1月を減じるものとする。

4 前3項の規定により計算した在職期間に1年未満の月数がある場合には、6月以上の端月数はこれを1年に切り上げ、6月未満の端月数はこれを切り捨てる。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が、任期满了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命された場合には、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期满了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命された場合も同様とする。

(役員と愛知県の職員との間における退職手当の特例)

第6条 愛知県の職員(職員の退職手当に関する条例(昭和29年愛知県条例第26号。以下「退職手当条例」という。))第1条に規定する職員をいう。以下同じ。)が、任命権者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職をし、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の県の職員としての引き続いた在職期間(退職手当条例第7条第5項に規定する職員以外の公務員としての引き続いた在職期間を含む。)を含むものとする。

2 前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて愛知県の職員となった場合においては、第3条の規定にかかわらず、この規程による退職手当は支給しない。

3 第1項の規定に該当する役員が退職した場合(前項の規定に該当する退職の場合を除く。)における退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、当該退職の日に愛知県の職員に復帰し愛知県の職員として退職したものと仮定した場合の退職手当条例を適用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、当該退職の日における給料月額については、第1項の規定に該当する役員となるため退職した日における県の職員としての給料月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定めるものとし、当該役員としての在職期間については、退職手当条例第7条第1項に規定する在職期間に含むものとする。

4 役員のうち、役員(学長である副理事長を除く。)となった日以前に愛知県の職員を定年又は勸奨により退職し、退職手当条例の規定による退職手当の支給を受けている者には、この規程による退職手当は支給しない。

(役員と教職員との間における退職手当の特例)

第7条 役員が、引き続いて教職員(愛知県公立大学法人教職員退職手当規程(平成19年愛知県公立大学法人規程第37号。以下「教職員退職手当規程」という。))第1条に規定する教職員をいう。以下同じ。)となった場合には、この規程による退職手当は支給しない。

2 教職員が、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の教職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前項の規定に該当する役員が退職した場合における退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、役員としての引き続いた在職期間を教職員退職手当規程第15条に規定する在職期間とみなし、同規程を適用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、教職員退職手当規程第4条から第6条までに規定する退職日給料月額は、当該役員が退職した日における報酬の額を基礎として、理事長が別に定める額とする。

4 前項に規定する役員の退職手当の額については、役員としてのその者の業績に応じ、理事長が別に定めるところにより、これを増額し、又は減額することができる。

(退職手当の支給制限)

第8条 役員が地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第17条第2項(第1号を除く。)及び第3項の規定により解任された場合には、第2条の規定にかかわらず、退職手当を支給しない。

(遺族の範囲及び順位等)

第9条 第2条に規定する遺族の範囲及び順位等については、教職員退職手当規程第19条及び第20条の規定を準用する。

(刑事事件に関し起訴された場合の取扱い)

第10条 役員が刑事事件に関し起訴された場合の取扱いについては、教職員退職手当規程第22条の規定を準用する。

(退職手当の支給の一時差止め及び返納)

第11条 退職手当の支給の一時差止め及び返納の取扱いについては、教職員退職手当規程第23条及び第24条の規定を準用する。

(端数の処理)

第12条 この規程の定めるところにより算出した退職手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、役員の退職手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 法人成立の日の前日に愛知県立の大学の学長及び教授であった者で、退職手当の支給を受けることなく、法人成立の日に役員に就任したものについては、第3条の規定にかかわらず、法人の教職員から引き続いて役員に就任した者とみなして、第7条第2項及び第3項の規定を適用する。この場合において、同条第2項の規定中「教職員」とあるのは「県の職員」と、「引き続いた在職期間を含む」とあるのは「引き続いた在職期間（退職手当条例の規定により県の職員としての在職期間に通算される期間をいう。）を含む」と読み替えるものとする。

附 則（平成27年2月5日規程14号）

この規程は、公布の日から施行する。